

平成30年度版環境白書に対する
環境審議会の答申及び意見書

環境審議会答申について 52

市民意見と市の回答について 56

平成30年度版環境白書に対する環境審議会の答申及び意見書

■伊達市環境基本条例

(環境の状況等に関する報告書)

第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書(以下「報告書」という。)を毎年作成し、これを公表しなければならない。

2 市民及び事業者は、報告書について市長に意見書を提出することができる。

3 市長は、報告書及び前項に定める意見書について伊達市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、伊達市環境審議会から意見があった場合は、その趣旨を尊重し、必要な

平成30年度版伊達市環境白書に対して、伊達市環境審議会及び市民から意見を受けました。以下では、審議会の意見及び市民の意見と回答を取りまとめました。

■環境審議会答申について

(1) 環境審議会への諮問

【諮問書(写)】

伊 環 号

平成30年 7月31日

伊達市環境審議会

会長 結 城 知 一 様

伊達市長 菊 谷 秀 吉

諮 問 書

次の事項について、伊達市環境基本条例第8条第3項及び第11条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 平成30年度版伊達市環境白書について
2. 第三次伊達市環境基本計画について

(2) 環境審議会からの答申

【答申書（写）】

平成31年 3月15日

伊達市長 菊 谷 秀 吉 様

伊達市環境審議会
会長 結 城 知 一

平成30年度版伊達市環境白書について（答申）

平成30年7月31日付により諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1. 平成30年度版伊達市環境白書について
2. 第3次伊達市環境基本計画について

1. 平成30年度版伊達市環境白書について

環境白書は、伊達市環境基本条例に定める「環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書」として、これまで毎年作成、公表されてきましたが、当審議会は、平成30年度版伊達市環境白書についても、施策の実施結果や環境測定結果についての情報が記載されており、報告書としての基本的要件を満たしていると判断しました。

【附帯意見】

これまでの環境白書は、体裁の見直しや挿し絵の追加など親しみやすさの点についても試行錯誤してきた経過が見受けられますが、今後は、新しい第3次伊達市環境基本計画における毎年の環境の状況並びに施策の報告書となる位置付けから、次の点について配慮し取り組まれることを期待します。

- (1) 市民が環境の現状を把握しやすい表現に努めることはもとより、施策の成果や課題をまとめるなど、第3次伊達市環境基本計画の推進の一助となるよう工夫されたい。
- (2) 環境白書は、より多くの市民の目に触れることで環境の現状や課題などを認識し、身近な環境問題に目を向けるきっかけとなり、環境意識や美化マナーの向上に繋がると考えるため、より多くの市民の目に触れる環境白書となるよう周知についても工夫されたい。

2. 第3次伊達市環境基本計画について

第3次伊達市環境基本計画案について審議した結果、当審議会は、当該計画案が市民アンケート結果、第二次環境基本計画の総括及び関係団体からの意見を踏まえながら、本市における環境の現状と課題、今後10年間の必要な取り組みについて整理されているものであると評価し、妥当と判断しました。

【附帯意見】

答申を行うにあたり、次の点について配慮し取り組まれることを求めるとともに市民、事業者、行政の各主体が一体となり、計画に定める将来像「環境配慮を通じて、豊かさを実感できるエコシティだて」の実現に向け取り組まれることを期待します。

- (1) 本計画の推進にあたっては、計画の取組内容の周知に努め、市民・事業者との協力により身近で実践可能な取り組みから着実な実施を図るとともに、毎年その取組状況や点検、評価結果を公表すること。
- (2) 時代とともに変化を続ける社会情勢や環境問題に柔軟に対応するとともに、良好で快適な環境を将来に引き継ぐため、伊達市環境基本条例の基本理念に基づき、環境意識の醸成に努めること。

(3) 伊達市環境審議会委員名簿（敬称略）

（任期：平成30年4月1日～平成32年3月31日）

役職	氏名	役職	氏名
会長	結城知一	副会長	菅原俊和
委員	松本喬一	委員	岩田廣美
委員	木村篤志	委員	猪狩照彦
委員	仲川和幸	委員	登坂恭之
委員	宮本ゆみ子	委員	安食恵
委員	大坂和弘	委員	小黒昌弘
委員	竹村幸雄	委員	荒井秀樹

(4) 環境審議会開催状況

回	開催日時	開催場所	議題
第1回	平成30年 6月8日 午前10時	伊達市役所 第2庁舎 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・役員選出 ・第3次伊達市環境基本計画について ・平成30年度版伊達市環境白書について
第2回	平成30年 7月31日 午前10時	伊達市役所 第2庁舎 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・第3次伊達市環境基本計画について ・平成30年度版伊達市環境白書について
第3回	平成30年 11月21日 午前10時	伊達市役所 第2庁舎 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回審議会の振り返りとこれまでの経過について ・平成30年度版伊達市環境白書への意見と回答について ・第3次伊達市環境基本計画(案)について
第4回	平成31年 2月28日 午前10時	伊達市役所 第2庁舎 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回審議会の振り返りとパブリックコメント結果について ・第3次伊達市環境基本計画(案)について ・答申(案)について

提出 No.	意見 No.	市民意見	市の考え方（回答）
1	1-3	<p>(2)以前から、全公共施設の二酸化炭素排出量の実態を一覧表に示すようパブコメしています。伊達市の年間の排出量、例えば、平成27年度310千tとあるので、そのうち全公共施設の排出量がわかれば比率が%で表せます。環境家計簿も参加する登録者の目標を設定し、市内の自然系各団体をお願いして登録者数を割り当て、全市的な取り組みにする戦略をたててはいかがでしょう。</p>	<p>(1-3)</p> <p>公共施設におけるCO2排出量は、次年度に伊達市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の作成を予定しており、実行計画作成の過程で公共施設のCO2排出量を集計することになります。集計した排出量は、環境白書で公表いたします。</p> <p>環境家計簿につきましては、二酸化炭素排出削減など環境問題への関心や意識付けの普及は、地道な取り組みが必要であるとともに自主的な取り組みに依らなければ、継続性が確立できない分野であると考えますため、記帳の簡素化など負担軽減を視野に効果的な普及に向けた検討に努めてまいります。</p>
	1-4	<p>(3)木質ペレットプラント事業が行われましたが、この事業を裏付けたのが「新エネルギービジョン」でした。二酸化炭素排出量の「削減の効果」でペレットストーブ購入をすすめたので広がらなかったようです。今後の木質ペレット事業に対する見解をまとめておく必要があります。</p>	<p>(1-4)</p> <p>木質ペレットの需要は、減少傾向となっておりますが、木質ペレット事業は、地域資源の活用、二酸化炭素排出削減効果はもとより、大滝区の産業の振興や雇用の創出など地域の活性化に資するため、担当課と連携し検討してまいります。</p>

提出 No.	意見 No.	市民意見	市の考え方（回答）
1	1-7	<p>(IV. 「第六次総合計画」との整合性について)</p> <p>第六次総合計画の総括がなされていません。総括を行っていない計画との整合性を合わせる必要はないと思います。</p>	<p>(1-7)</p> <p>第六次伊達市総合計画の総括については、平成28年度までの事業の総括を行い、第七次伊達市総合計画（素案）の策定を行ったところであり、今後、第六次伊達市総合計画の計画期間の満了後、全体的な総括を行う予定としております。</p> <p>総合計画は、伊達市の目指すべき将来像とその実現に向けた諸施策の方向性を示すもので、伊達市の策定する各種の計画のうち最上位の計画でありますことから、環境基本計画の策定につきましても、将来像や施策の方向性について整合を図る策定方針としております。</p>
	1-8	<p>(V. 総括編 P79「第二次伊達市環境基本計画の総括」と P80「第五次環境基本計画」について)</p> <p>(1)「第七次伊達市総合計画」には「地球環境問題の深刻化」の表現が登場します。「第七次」の文言を採用し整合性を図るべきです。</p>	<p>(1-8)</p> <p>いただきましたご意見につきましては、第三次環境基本計画年次報告書（環境白書）作成に反映させていただきます。</p>
	1-9	<p>(2)P80に閣議決定「第五次環境基本計画」から引用したキーワード「地域環境共生圏」、「パートナーシップ」が出てきます。</p> <p>総括で表現した文章は伊達市の現状に合わせ、自然資源、地域資源、環境資源を活用するコンパクトなエコシティをイメージしてキーワードの引用したのではないかと推測しますが、「第五次」における概念と「コンパクトエコシティ」の概念を区別すべきです。</p> <p>「第五次」の概念はインフラの輸出戦略で、結果として発展途上国により、地球全体の温室効果ガスが増加すると考えます。</p>	<p>(1-9)</p> <p>国による環境政策と市のまちづくりの方針のそれぞれとの整合を図りながら環境施策を行うことを第三次環境基本計画の位置付けとしております。</p> <p>環境に関する問題は多岐に渡り、情勢も変化し続けるため、その動向、潮流を踏まえた取組みに努めてまいります。</p>

提出 No.	意見 No.	市民意見	市の考え方（回答）
2	2-1	<p>（地球環境関係）</p> <p>1. 「地球環境問題の深刻化（温暖化）」を明記してほしい</p> <p>もっとも重要なものは、「地球温暖化」問題です。それは温暖化が進み人の生活だけではなく、多くの生物(ヒト含む)の生存を脅かすまでに至っていることです。これは、多くの科学者と各国の認識です。台風の超大型化/集中豪雨被害・猛暑・南極北極の氷の減少・地球海水温上昇・地球平均気温上昇(今は1°CUP 上昇は続き今世紀末に4°Cに至る=想像を絶する被害)などを考えれば明らかです。ここに特別の重点を置く必要があると考えます。</p> <p>（温暖化・CO2削減関係）</p> <p>1. 市民レベル、実効性の高い対策を「環境家計簿も」</p> <p>環境家計簿で見た結果、排出が多いのは1. 暖房 2. マイカーなどが多くの割合を占める。したがって、ここを重点に対策をとると効果的です。環境家計簿再開を！理由づけも説明会勉強会などで理解を得ることが出来るでしょう。</p> <p>2. 事業所でも環境家計簿を</p> <p>市内事業所(一般と公共施設を別にカウントする)と産業(発電所他)からの排出量を把握、具体的にどのような対策をとっているかを調べる。効果はどうか。問題点はなにか。という実態の把握を行なう。事業者版「環境家計簿」を実践すること。産業・事業所・市民どの部門の排出が多いか少ないかも明らかになります。</p>	<p>(2-1)</p> <p>地球温暖化をはじめとする環境問題はいずれも大変重要な問題であると認識しております。</p> <p>環境保全は、身近なところから日常的な取り組みの積み重ねが重要であり、そのためには、一人ひとりが地球環境について関心を持ち、認識することが大切と考えますため、地球温暖化防止のための国民運動「COOL CHOICE」に関する情報発信をはじめ、地球温暖化防止意識の普及に向けた取り組みを行ってまいります。</p> <p>(2-2、2-3)</p> <p>環境家計簿の取り組みは、モニター制により各家庭にて1年目で二酸化炭素排出状況を把握していただき、排出削減のための工夫に努め、2年目以降で削減量を数値で実感していただくことを趣旨として開始しました。しかしながら、毎月の電気・燃料・水道使用量やごみ排出量実績の保管や集計、記帳作業の負担が伴い、モニター辞退者や家計簿回収率の低下が目立ち、モニター制の意義が失われ継続が困難な状況となっていました。</p> <p>二酸化炭素排出削減など環境問題への関心や意識付けの普及には、地道な取り組みが必要であると考えたとともに自主的な取り組みに依らなければ、継続性が確立できない分野であると考えます。</p> <p>記帳の簡素化など負担軽減を視野に効果的な普及に向けた検討に努めてまいります。</p>
	2-2		
	2-3		

提出 No.	意見 No.	市民意見	市の考え方（回答）
2	2-4	<p>3. 全日本・全世界のCO₂排出・温暖化や環境激変の把握を</p> <p>世界のCO₂排出量の推移、CO₂を吸収している森林と海の吸収量と推移と今後。また、温暖化により、気温・海水温・海面上昇・氷河/北極南極の氷の消失など、この事が世界に(日本に)何をもたらしているかを確認すること。これらを市民・事業者・行政が共有し対策を考え実施に移す事が今一番の重要課題と考えています。</p>	<p>(2-4)</p> <p>前述 2-1 と同様の回答とさせていただきます。</p>
	2-5	<p>①第二次報告、「地球環境」では、不足があると感じています。例えば、環境家計簿モニター中止、その後は環境家計簿があるというお知らせまで。事業所への取り組みは生産設備更新の要請どまりとなっていること。公共施設の全CO₂発生量とその推移が不明。環境学習は地球温暖化の項目がほとんど無いなどです。</p>	<p>(2-5)</p> <p>地球環境問題は、地球温暖化をはじめ多岐に渡り、国内外の経済性や生産性、人口と密接な関係があるとされ、それらと両立させながら解決を図る必要がある人類の将来にとって大きな脅威となる共通の課題であるといわれています。表面的な対策だけでは解決は不可能であり、個人一人ひとりのライフスタイルにまで踏み込む必要があるため、できることから始め、継続する意識の醸成に努めてまいります。</p>
	2-6	<p>②「二酸化炭素排出削減の取組」</p> <p>二次総括9ページの担当部署が総務課他になっていますが、環境衛生が一番に担当すべき項目と考えます。庁舎内の取り組みだけでなく、幅広いとりくみになるよう、意気込みが伝わるように第三次では環境衛生が担当していただきたい。</p>	<p>(2-6)</p> <p>総括に掲載した二酸化炭素排出削減の取組みは、庁舎内外を問わず進めてきた取組みで、総務課主体により進めてきたということではありませんが、一覧の掲載にあたり、事務分掌上の記載順ということで、ご意見のと通りの掲載とさせていただきました。</p> <p>今後も、環境衛生課をはじめ、関係各課と協力のうえ、取組みを進めてまいります。</p>

提出 No.	意見 No.	市民意見	市の考え方（回答）
2	2-7	<p>4. 海洋汚染（マイクロプラスチック）について</p> <p>①微小なプラスチックとなり、海の生物にとりこまれ、人間の食にも影響がでる事態になっています。（外国が）海に流さないよう国道への働きかけ、まだ大きなうちに取り除く海浜清掃などを進めるよう関与していただきたい。</p>	<p>(2-7)</p> <p>海洋ごみの問題は、世界的な問題となっており、マイクロプラスチックの発生源は、研磨剤や洗顔料など生活日用品に含まれるもののほか、海洋ごみのプラスチックが分解されたものであるなど調査研究が進められています。</p> <p>昨今、国によりプラスチックごみの削減や製品に含まれるマイクロプラスチック削減等の目標が示され、廃棄物の不法投棄防止や清掃活動はもとより、ごみの減量化も必要と考えますので、廃棄物・清掃関連事業と併せ、総合的に取り組んでまいります。</p>
	2-8	<p>(地域の自然環境)</p> <p>①伊達は自然に恵まれ、生物の多様性も豊かです。そのため生態系を把握し、保全すべきエリアの明確な線引き（ゾーニング）をすることを第三次計画に掲げることを提案します。</p>	<p>(2-8、2-9)</p> <p>身近な自然の状況を知ることは、自然環境、さらには環境問題への興味を促すうえでも、有効な環境学習の一環であると考えますため、第三次環境基本計画期間で市内の身近な自然環境についての情報マップ作成の取組みができればと考えます。</p>
	2-9	<p>②特に以下のエリアの保全施策が急務です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有珠山・有珠地区（海岸、海、善光寺などの森林） ・長流川・谷藤川溪谷 ・東山山系・大滝（当会で谷藤川の植物調査等実施し、希少植物も発見しています）。 	<p>経費等を含む具体的な作成方法などについての検討はこれからですが、環境学習の素材等に活用できればとのことから作成に向け検討を進めたい考えです。</p>

提出 No.	意見 No.	市民意見	市の考え方（回答）
2	2-10	<p>（環境教育）</p> <p>①環境教育は、子どもだけでなく大人にも</p> <p>第3次では環境教育が独立した項目として掲げられています。一步前進したと受け止めています。環境教育は子どもだけでなく、大人(市民全体)にも生涯教育にしっかり組み込んでいただきたいと思ひます。伊達市の自然環境、地球の自然環境について学んでいける学習体系の確立をし、環境教育のねらいと具体的な取り組みを計画にもり込むよう提案します。</p>	<p>(2-10)</p> <p>第三次環境基本計画では、環境学習の取組みを各分野(地球・自然・生活環境)における基本目標の横断的位置付けとする予定としております。</p> <p>市の広報紙やホームページをはじめ、SNS(市公式フェイスブック)を活用し各環境分野に関する情報を発信するなど取組みに努めてまいります。</p>
	2-11	<p>（条例関係）</p> <p>①環境基本条例の理念を実現することを念頭に、毎年の環境白書での検証を行なっていただきたいと思ひます。</p>	<p>(2-11、2-12)</p> <p>①環境基本条例第4条に定める基本理念「良好で快適な環境を将来に引き継ぐ」ことを市、市民、事業者の責務として続く第5条から第7条に記述してあります。ご意見にありますとおり、今後も毎年環境白書を作成し公表するとともに、ご意見を募集し検証のうえ、環境に関する取組を継続してまいります。</p>
	2-12	<p>②また条例が今の現状に合わなくなっている部分があれば、検討していただきたい。(20年経ち地球環境が悪化していることを踏まえ)</p>	<p>②につきましては、提出No.1の1-5と同様の回答とさせていただきます。</p>

伊達市環境白書

編集・発行 令和元年12月
北海道伊達市経済環境部環境衛生課
〒052-0024 北海道伊達市鹿島町20番地1
TEL (0142) 82-3245 (直通)・FAX (0142) 23-1084
<http://www.city.date.hokkaido.jp>
e-mail:kankyo@city.date.hokkaido.jp